

## 財政局契約指名業者等選定委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 財政局が所管する委託等の契約に関する事務の公平かつ適正な執行を確保することを目的として、財政局契約指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定、指名業者の選定及び選定理由の認定に関すること。
- (2) 賃貸借契約及び物品調達契約に係る業者の選定及び機種を選定に関すること。
- (3) システム及び周辺機器の新規導入、置換、増設時における業者の選定及び機種の選定・仕様検討に関すること。
- (4) プロポーザル方式における必要な事項（川崎市プロポーザル方式(業務委託)実施ガイドライン第3条第3項及び第4項(実施方法等)、第12条第1項(受託者の特定)）に関すること。
- (5) その他委託業務等における必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会の区分、名称、委員長、委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	委 員 長	委 員	所 掌 事 務
第1委員会 (財政局)	財政局長	・ 財政部長 ・ 資産管理部長 ・ 税務部長 ・ 庶務課長 ・ 契約課長	契約予定金額が1件で10,000千円以上の委託業務等に関する指名業者の選定等を行なうこと。
第2委員会 (財政部)	財政部長	・ 庶務課長 ・ 税制課長 ・ 契約課長	第1委員会及び第5委員会の審議対象以外の委託業務等に関する指名業者の選定等を行なうこと。
第3委員会 (資産管理部)	資産管理 部長	・ 庶務課長 ・ 資金課長 ・ 契約課長	

第4委員会 (税務部・ 収納対策部・ 市税事務所)	税務部長	・庶務課長 ・資産運用課長 ・契約課長	
第5委員会 (財政局)	庶務課長	・資金課長(資産管理 部業務所管契約) ・資産運用課長(税務 部・収納対策部業務 所管契約) ・税制課長(財政部業 務所管契約) ・契約課長	契約予定金額が1件で1,000 千円以下の委託契約に関する特命 随意契約の指名業者の選定等を行 なうこと。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。ただし、やむを得ない事情により委員会を招集できないとき、あるいは、委員長が特に軽易なものと認めた場合については、書面による審議とすることができる。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理することができる。
- 5 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 当該業務所管課長は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(指名基準)

第6条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 過去の本市における委託業務等に係る成績の良否
- (3) 他に受託している業務の進捗状況

(4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性  
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部庶務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、財政局長が別に定める

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。  
(財政局契約指名業者等選定委員会要綱の廃止)
- 2 財政局契約指名業者等選定委員会要綱(14川財庶第263号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。